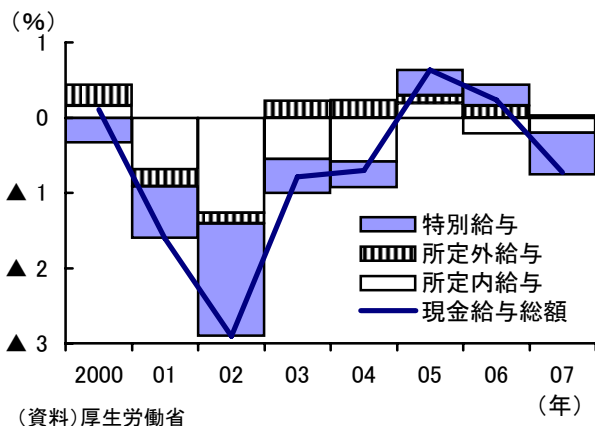


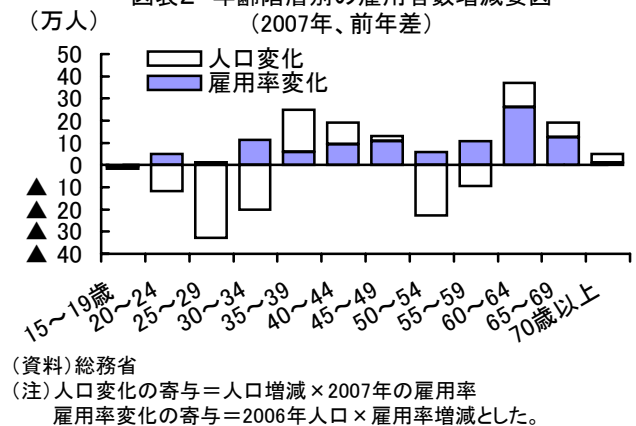
## 高齢化が平均賃金に及ぼす影響 ～2007年は高齢雇用者増で0.4%押し下げ～

- (1) 2007年の平均賃金(現金給与総額)は、前年比▲0.7%と3年ぶりに減少を記録(図表1)。以下では、この背景について、雇用者の年齢構成の変化に焦点をあてて分析したうえで、先行きを展望した。
- (2) まず、雇用者数の年齢構成をみると、60歳以上が前年比61万人増加。とりわけ60～64歳が同37万人と大幅に増加(図表2)。団塊世代の60歳台入りにより、60～64歳人口が増加したうえ、年金支給開始年齢の引き上げや改正高年齢者雇用安定法の施行(2006年4月)等を背景に雇用率が上昇したため。
- (3) こうした高齢雇用者の増加は、以下の2ルートを通じて平均賃金を押し下げ。
- (4) 第1に「年齢要因」。60歳以上雇用者は、中堅層(35～59歳)よりも平均賃金が高い(図表3)。このため、各年齢層の賃金が不変でも、60歳以上雇用者の人数シェアが上昇すると平均賃金を押し下げ。試算してみると(図表4)、2005年、2006年には、60歳以上雇用者の増加は小幅にとどまり、平均賃金押し下げ効果は▲0.1%ポイント程度。一方で平均賃金が高い若年層(35歳未満)の人数減少と、平均賃金が高い中堅層の人数増加に伴う押し上げ効果があったため、全体で見れば「年齢要因」は+0.1～0.2%の押し上げに作用。これが2007年には、60歳以上雇用者のシェア急上昇により、▲0.3%に押し下げ効果が膨らみ、「年齢要因」合計がほぼゼロに。

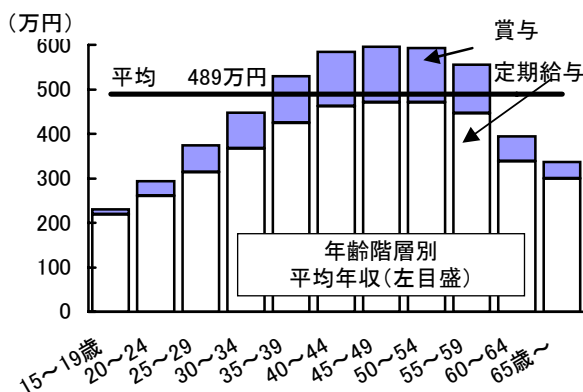
図表1 賃金の推移(前年比)



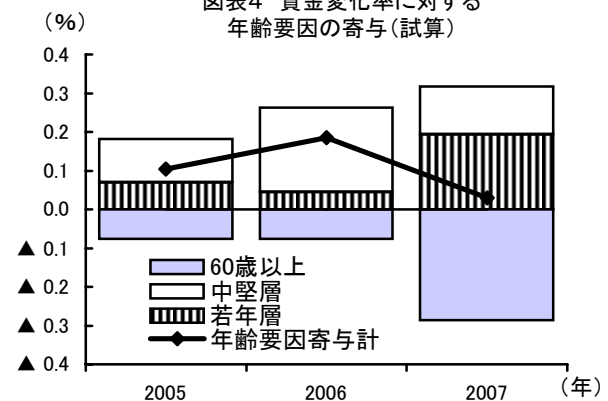
図表2 年齢階層別の雇用者数増減要因(2007年、前年差)



図表3 年齢階層別の平均年収と雇用者数



図表4 賃金変化率に対する年齢要因の寄与(試算)



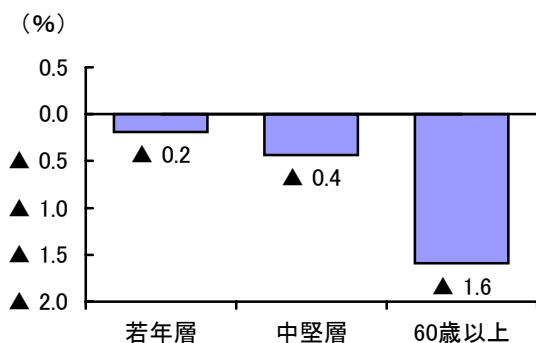
(5) 第2に、60歳以上雇用者の大幅な平均賃金の下落(図表5)。昨年春頃からマクロでみた企業業績に減速感が強まるなかで、他の年齢層でも平均賃金は下落したものの、60歳以上については特に大幅な下落。この背景には、「制度要因」が考えられる。すなわち改正高年齢者雇用安定法の施行に伴い、賃金水準の低い雇用者が急増したため、60歳以上雇用者の平均賃金に押し下げ圧力。具体的には①非正規社員が31万人増加(図表6)。非正規社員の平均賃金水準は、短時間労働者が含まれることもあり、正規社員の3分の1程度にとどまり、全体の平均賃金水準押し下げに作用。②正規社員が30万人増加。正規社員についても、従来であれば退職していた人が、役職定年等の形で低い給与水準で働き続ける例が増えたため(\*)、平均賃金押し下げ圧力。「制度要因」と「景気要因」は明確には分けがたいものの、「景気要因」を仮に中堅層の平均賃金下落率と同じ前年比▲0.4%とすると、60歳以上雇用者の平均賃金下落のうち「制度要因」は▲1.2%。全体の平均賃金に対する寄与は前年比▲0.1%ポイントとなる。

(\* )60歳以上雇用者は、2006年には563万人で平均年収は378万円。2007年には624万人に増え、平均年収は372万円(見込値)。仮に、このうち前年と同数の563万人の年収が中堅層同様の下落にとどまったとすると377万円となり、増えた61万人の平均年収は331万円と1割以上低くなる。

(6) 以上を総合すると、60歳以上の雇用増加による平均賃金押し下げ効果は、▲0.4%(60歳以上雇用者の「年齢要因」▲0.3%+「制度要因」▲0.1%)。景気要因(▲0.3%)に並ぶインパクトがあったといえる。

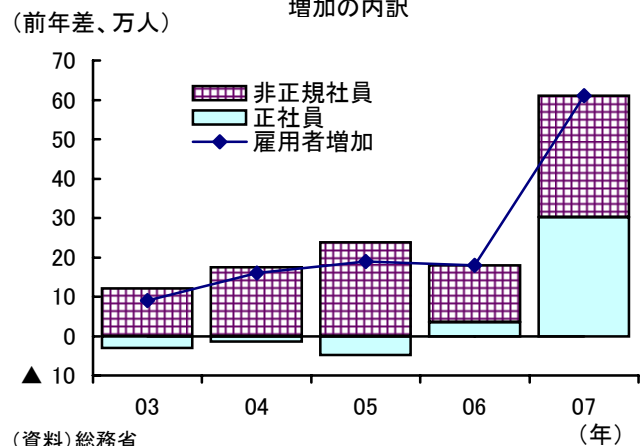
(7) 今後を展望しても、60歳以上雇用者数の急増が見込まれる2008~2010年には、引き続き「年齢効果」と「制度効果」をあわせて▲0.3%ポイント程度の平均賃金下押し圧力が続く見通し(図表7)。

図表5 年齢階層別賃金上昇率



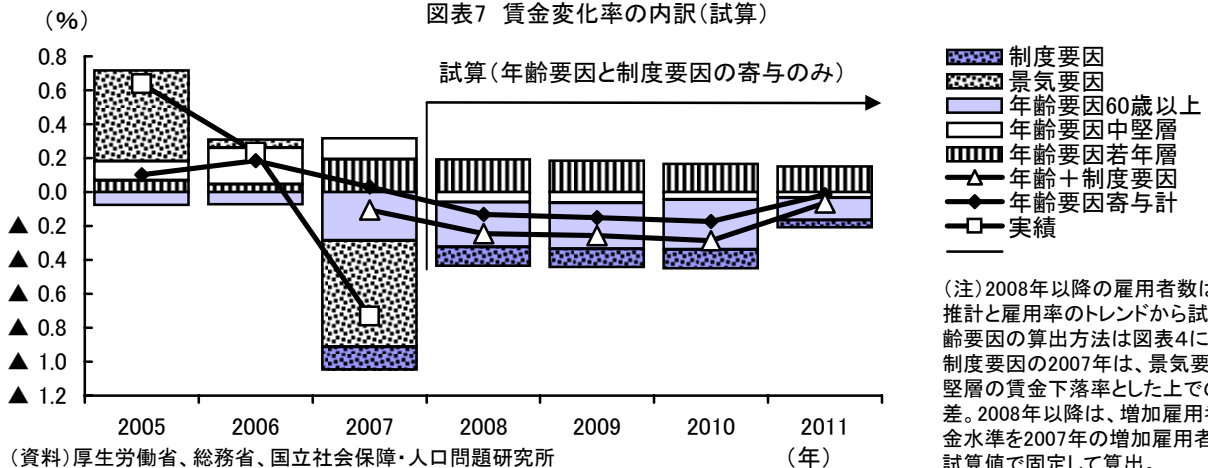
(資料)厚生労働省  
(注)「労働力調査」から試算した見込値。

図表6 60歳以上雇用者の増加の内訳



(資料)総務省

図表7 賃金変化率の内訳(試算)



■ 制度要因  
■ 景気要因  
■ 年齢要因60歳以上  
■ 年齢要因中堅層  
■ 年齢要因若年層  
▲ 年齢+制度要因  
◆ 年齢要因寄与計  
□ 実績

(注)2008年以降の雇用者数は、人口推計と雇用率のトレンドから試算。年齢要因の算出方法は図表4に同じ。制度要因の2007年は、景気要因を中堅層の賃金下落率とした上での残差。2008年以降は、増加雇用者の賃金水準を2007年の増加雇用者賃金試算値で固定して算出。

(資料)厚生労働省、総務省、国立社会保障・人口問題研究所